

建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、令和7年4月1日から建築確認検査に関する手数料を次のとおり改定します。

新手数料を適用するのは、確認申請については令和7年4月1日以降に確認済証を交付する物件、完了検査については令和7年4月1日以降に申請を引き受けた物件とします。

なお、これまで実施していた、FD申請及び公共事業関連の場合の手数料減額制度は廃止します。

建築物に関する確認検査手数料

(1) 確認手数料

建築確認	手数料の額			
申請に係る床面積の合計※	法6条の4（確認の特例）の適用を受けるもの	法6条の4（確認の特例）の適用を受けないもの	省エネ基準への適合を仕様基準により確認する場合の加算額	許容応力度計算により構造安全性を確認する場合の加算額
100㎡以内	10,000円	15,000円	+7,000円	+22,000円
100㎡を超え200㎡以内	16,000円	26,000円	+7,000円	+25,000円
200㎡を超え300㎡以内	22,000円	33,000円	+8,000円	+29,000円

※既存建物と同一棟となる増改築の場合は、既存部分を含む床面積とする

計画変更	手数料の額	許容応力度計算の変更を伴う場合の加算額
全て	10,000円	+11,000円

ただし、公社以外で建築確認を行った場合の手数料は、建築確認手数料と同額とする。

大規模の修繕又は模様替	手数料の額
全て	10,000円

軽微変更届のうち構造審査が必要な場合の手数料

軽微変更届	手数料の額
軸組計算等の変更を伴う場合	10,000円
許容応力度計算の変更を伴う場合	11,000円

建築確認が効率的に実施できる場合の減額

減額の条件	減額の対象	減額する手数料
住宅性能評価又は長期使用構造等確認を公社に申請している物件	許容応力度計算を行った場合の加算額	△7,000円
同一の事業者による申請が年間概ね50件以上見込まれる場合		

(2) 中間検査手数料

中間検査	手数料の額		
中間検査を行う部分の床面積の合計	法6条の4（確認の特例）の適用を受けるもの	法6条の4（確認の特例）の適用を受けないもの	他機関で建築確認又は計画変更確認を行った場合の加算額
100㎡以内	22,000円	25,000円	+10,000円
100㎡を超え200㎡以内	27,000円	36,000円	+10,000円
200㎡を超え300㎡以内	32,000円	47,000円	+10,000円

建築場所が遠隔地の場合、中間検査手数料に加算する額

乙地域	安芸市、須崎市、安田町、芸西村、本山市、大豊町、土佐町、仁淀川町、佐川町、越知町	+2,000円
丙地域	室戸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、大川村、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	+4,000円

(3)完了検査手数料

完了検査	手数料の額			
完了検査を行う部分の床面積の合計	法6条の4（確認の特例）の適用を受けるもの	法6条の4（確認の特例）の適用を受けないもの	他機関で直前の建築確認、計画変更又は中間検査を行った場合の加算額	他機関で省エネ適判を行った場合等、公社で省エネ基準の審査を行っていない場合の加算額
100㎡以内	22,000円	25,000円	+10,000円	+10,000円
100㎡を超え200㎡以内	27,000円	36,000円	+10,000円	+10,000円
200㎡を超え300㎡以内	32,000円	47,000円	+10,000円	+10,000円

建築場所が遠隔地の場合、完了検査手数料に加算する額

乙地域	中間検査と同じ	+2,000円
丙地域	中間検査と同じ	+4,000円

建築設備に関する確認検査手数料

建築設備1基当たり	手数料の額		
	建築確認	中間検査	完了検査
設置数1の場合	9,000円	12,000円	13,000円
設置数2以上の場合		10,000円	11,000円

手数料算定根拠

建築確認	1件あたりの標準的な審査等時間（受付審査、審査、相談・訂正対応、確認済証交付等）に人件費及び諸経費を乗じて算定
中間検査及び完了検査	1件あたりの標準的な検査等時間（検査日程調整、受付審査、書類検査、現地検査、出張経費、検査済証交付等）に人件費及び諸経費を乗じて算定